

居宅介護支援事業 重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

(目的)

香野苑居宅介護支援事業所は、介護保険法及び関係法令の規定に基づき、居宅要介護者が自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス計画の作成等を支援することを目的とします。

(運営方針)

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 利用者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力及び支援をします。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- (4) 居宅サービス計画の作成に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、複数の事業所の紹介及び居宅サービス計画に位置付けた理由を全てにおいて説明することは勿論のこと、利用者・家族からも事業所の紹介を求めることが出来るものとし、納得を得た上で提供するなどサービスの種類及びその提供が特定の事業所に不当に偏することのないよう公平中立に行います。
- (5) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

2 事業者の概要

法人名 : 社会福祉法人 立野福祉会

所在地 : 〒933-0341 富山県高岡市上渡161番地

電話番号 : (0766) 31-5700 FAX : (0766) 31-8123

代表者氏名 : 理事長 樋口 久幸

設立年月 : 平成8年8月26日

法人が行っている他の事業

特別養護老人ホーム香野苑

(介護予防を含む)

香野苑デイサービスセンター

(介護予防を含む)

指定身体障害者居宅支援事業所

香野苑在宅介護支援センター

3 事業所の概要

事業所名 : 香野苑居宅介護支援事業所

所在地 : 〒933-0341 富山県高岡市上渡16番地2

電話番号 : (0766) 31-8020

事業所番号: 指定居宅介護支援事業所 富山県1670200029号

開設年月 : 平成11年7月15日

管理者氏名: 畑 直美

通常の事業の実施地域: 高岡市

4 職員勤務体制

	人数	勤務体制	業務内容
管理者	1名	兼務1	事業所の管理、運営
介護支援専門員	2名	専従1・兼務1	居宅介護支援業務

5 サービス提供時間

営業日 : 年中無休

営業時間: 8:30~17:30 ※緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。

6 利用料金

(1) 利用料

要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありませんが、当事業所は同制度により、下記利用料の支給を受けております。

居宅介護支援 利用料

① 通常算定される利用料

サービス内容	単位数 / 金額
要介護1・2	1,086単位 / 居宅介護支援費 10,860円
要介護3・4・5	1,411単位 / 居宅介護支援費 14,110円

○同一建物に居住する利用者については通常算定する利用料の95%を算定

②状況により算定できる利用料

サービス内容	単位数	金額
初回加算	300単位	3,000円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	2,500円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	2,000円/月
退院・退所加算	450単位	4,500円/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,000円/月
通院時情報連携加算	50単位	500円/月

(料金表) 令和6年4月1日現在

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

(3) その他の料金

- 一 通常の事業実施地域以外の利用の場合、交通費実費をいただきます。
- 二 認定調査票、主治医の意見書等の請求に伴う費用及び各種記録のコピー費等、実費をいただきます。

7 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当学会等において利用者またはその家族の個人情報を利用しません。

8 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

苦情処理の体制及び手順

- ① 苦情の窓口を設置し苦情の受付を行う。
- ② 当事業所は苦情に関する調査を行う。
- ③ その調査を受けて事業所が改善すべき事項を検討する。
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する。
- ⑤ その結果を利用者又は家族等へ報告する。

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談や苦情は下記の専門窓口で受け付けます。

担当：管理者 畑 直美 電話：0766-31-8020

それ以外にも、下記の相談窓口があります。

高岡市長寿福祉課	高岡市広小路 7-50 TEL0766-20-1365
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野 995-3 TEL076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-21 TEL076-432-3280

9 賠償責任

居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

1 0 損害保険への加入

当事業所では前項の損害を賠償する為、賠償責任保険に加入して誠意を持って損害の賠償に対応します。

1 1 事故発生時の対応

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、別紙「事故発生時の対応マニュアル」に基づき速やかに連絡をとり対応します。

1 2 緊急時の対応

居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

1 3 在宅入院時の対応

利用者又はその家族には、利用者が病院又は診療所へ入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えて頂けるよう協力をお願いすることと致します。

1 4 感染症や災害、高齢者虐待防止への対応強化

感染症の対策、取り組みについて強化

感染症の発生及び蔓延等に関して取組を行うため、以下のことを実施いたします。委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等を行います。

業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）等を行います。

高齢者虐待防止の推進

虐待の発生・再発の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等を行います。

虐待防止に関する責任者 畑 直美

研修は新規採用時及び年1回以上実施

虐待又は虐待が疑われる事案が発生したときは関係各所と連携し対応します。

1 5 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

介護・育児、仕事の両立支援へ人員配置基準の配慮

仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業の際に非常勤

職員による代替職員の確保、短時間勤務を行う場合でも「常勤」として取り扱うことといたします。

ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を法人全体で取り組んでいきます。

ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化、発生したハラスメントの対処、環境の整備等を図っていきます。

1 6 会議や多職種連携におけるICTの活用

各種会議等について、ICT等を活用して利用者や家族、各サービス事業所等との連携を図ります。利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみの場合、テレビ電話等での実施を認め、利用者等が参加する場合は利用者等の同意を要することを確認いたします。

1 7 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担の軽減

利用者への説明・同意等の見直し、記録の保存等に係る見直し

書面で説明・同意等は電磁的記録による対応を行うこともあります。介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等は、適切に個人情報を取り扱った上で、範囲を明確化して電磁的な対応も図ります。記録の保存期間は5年間とします。

1 8 身体的拘束等の適正化の推進

事業者は利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 9 介護サービス第三者評価の実施状況

実施の有無：無

2 0 居宅介護支援の提供方法及び内容

① アセスメント

自宅に訪問し、身体状態や困りごとを聞き取ります。

② ケアプラン作成

アセスメントを基に利用者、家族と相談の上、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

③ サービス提供者等との連絡調整

ケアプランに沿って各サービス事業所とのサービス担当者会議、連絡調整によりサービス利用までを支援します。

④ モニタリング

サービス開始後も自宅に訪問しケアプランや利用サービスに問題がないか確認し、必要な対策をとります。

⑤ ケアプラン変更

利用者や家族が希望した場合や、居宅サービス事業者ないし当事業所が必要と判断した場合、十分な協議と合意の上でケアプラン変更を行います。

⑥ 給付管理

毎月、利用者が利用した介護保険対象サービス実績を確認、給付管理票を作成、富山県国民健康保険団体連合会に提出するなど行います。

⑦ 要介護認定、更新申請等援助代行

利用者が介護サービスを利用する上で必要な要介護の認定申請、及びその更新、または区分変更の申請について援助し、代行いたします。

⑧ 介護保険施設の紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められたときや、希望した場合、介護保険施設（介護老人福祉施設や老人保健施設等）の紹介、その他便宜を提供いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地： 富山県高岡市上渡 1 6 1 番地

名 称： 社会福祉法人 立野福祉会

代表者： 理事長 樋口 久幸 印

説明者： 印

説明時間	時 分
説明場所	

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項について説明を受けました。

利用者

住 所：

氏 名： 印

(代理人)

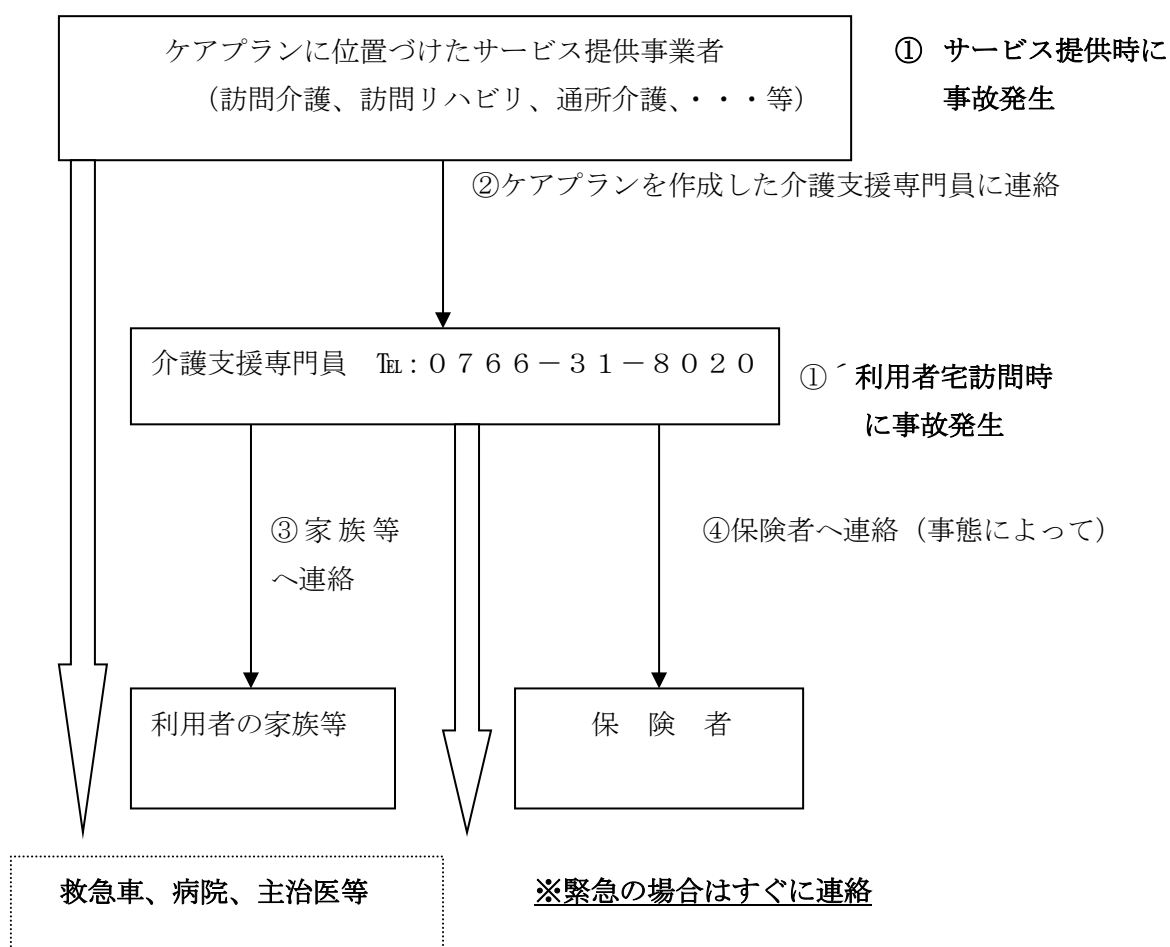
住 所：

氏 名： 印

事故発生時の対応マニュアル

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡をとり対応します。

また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。



事業所名：香野苑居宅介護支援事業所
連絡先：0766-31-8020
介護支援専門員：